

別 表（第 2 条関係）

補助事業名	交通 DX 等労働生産性向上事業（交通事業者）
補助事業の目的	補助対象事業者が行う DX 等の労働生産性の向上に資する取組に要する経費の一部に対し補助することにより、運転士不足等への対応、経営負担の軽減や事業継続確保を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>県内に営業所がある交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 西日本^{※1} ・ 地域鉄道事業者 ・ 道路運送法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者^{※2} ・ 道路運送法第 4 条の許可により運行するタクシー事業者^{※3} ・ 生活航路事業者 <p>※1 令和 4 年 4 月の JR 西日本発表による県内輸送密度 2 千人未満の線区に限る</p> <p>※2 公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、高速バスは除く</p> <p>※3 福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く</p>
補助事業の対象となる経費	<p>1 交通事業者の DX 化に要する費用 運行管理支援、業務日報自動作成、車両動態管理、運行計画作成支援、OD データ・乗降人数など自動集計システム、その他別表に記載されているメニュー、もしくは“経営改善に資する”システムの導入費用</p> <p>2 ICT を利用し、公共交通の利便性向上に資する取組に要する費用 多言語案内用タブレット、多言語翻訳システム機器等 その他別表に記載されているメニューの導入</p>
補助率	1 については 1/4 2 については 1/3
補助金の額	<p>① 鉄道・生活航路事業者については、上限 30,000,000 円/者</p> <p>② 乗合バス事業者については上限 420,000 円/台</p> <p>③ タクシー事業者については上限 1,500,000 円/者</p> <p>ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>(注)上限については、交通 DX 等労働生産性向上事業対象事業の合計額の上限とする。</p>
適用除外する条項	—
その他の事項	補助金の交付は、事業者について 1 回限りとする。ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。

補助対象メニュー		補助率	対象事業者			
			バス	タクシー	航路	地域鉄道
1	運行管理支援システム	1/4	○	○		
	乗務日報自動作成システム		○	○		
	車両動態管理システム		○	○		
	各種申請書類の作成支援システム		○	○		
	運行計画（ダイヤ・運行系統図等）作成支援システム		○	○		
	OD データ・乗降人数等自動集計システム		○	○		
	売上・利用者動向分析システム		○	○		
	事故情報管理システム		○	○		
	車検・定期点検・整備管理システム		○	○		
	乗務シフト自動作成システム		○	○		
	勤怠管理システム		○	○		
	営業所・乗務員管理システム		○	○		
	売上集計・記録システム		○	○		
	会計管理用事務処理系システム		○	○		
	車内空間を活用したデジタル広告		○	○		
	コールセンターシステム		○	○		
	スマートフォン等モバイル端末を使った集客に繋がる仕組み		○	○		
	デジタルを活用した利用者へのPR や意見収集		○	○		
	混雑状況提供システム		○	○		
	スマートバス停		○	○		
	車内乗客への遠隔案内システム		○	○		
配車アプリ	○	○				
乗務日報自動作成ソフト	○	○				
輸送実績報告書等帳票自動作成システム	○	○				
その他の DX に資するシステム等	○	○				
エネルギーマネジメントシステム	○	○				
2	多言語案内用タブレット	1/3	○	○	○	○
	多言語翻訳システム機器		○	○	○	○
	多言語案内サイネージの導入		○	○	○	○
	多言語バスロケーションシステムの導入		○		○	○
	無料公衆無線LAN（無料Wi-Fi）		○	○	○	○
	ETC 読取機・プリンターの導入		○	○		

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 補助事業所要 (精算) 額計算書 (様式第 14 号(交通事業者)) 国庫補助金の交付申請書の写し
	(指定期日) 別途定める
第 7 条第 1 項 (変更交付申請)	(軽微な経費配分の変更) 補助額の増額を伴わない経費配分の変更
	(軽微な事業内容の変更) -
	(添付書類) 補助事業所要 (精算) 額計算書 (様式第 14 号(交通事業者)) 国庫補助金の計画変更承認申請書の写し
	(指定期日) 別途定める
第 9 条第 1 項 (遂行状況報告)	(報告事項等) -
第 11 条 (実績報告)	(添付書類) 補助事業所要 (精算) 額計算書 (様式第 14 号(交通事業者)) 国への実績報告書の写し
	(指定期日) 補助事業完了の日から 30 日を経過した日又は第 4 条の交付決定に係る 県の会計年度が終了する日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限時間) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令 第 15 号)に定める耐用年数等の期間